

総室発第73号

令和2年10月15日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和52年12月20日付52安(原規)第365号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の記述を、別添の東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし、下線は含まない。）

2. 変更の理由

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定の条文を変更する。

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。

以 上

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和53年10月25日	53安(原規)第314号
2	昭和53年11月28日	53安(原規)第345号
3	昭和54年 5月19日	54資庁第3402号
4	昭和54年 7月10日	54資庁第8348号
5	昭和54年10月31日	54資庁第11682号
6	昭和55年 1月26日	54資庁第16796号
7	昭和55年 6月30日	55資庁第8072号
8	昭和55年 8月29日	55資庁第10599号
9	昭和56年 8月20日	56資庁第10448号
10	昭和56年11月24日	56資庁第13059号
11	昭和57年 3月19日	57資庁第3873号
12	昭和57年 6月18日	57資庁第7877号
13	昭和57年 7月31日	57資庁第10881号
14	昭和58年 2月 8日	57資庁第19484号
15	昭和58年 8月29日	58資庁第11324号
16	昭和58年12月14日	58資庁第15522号
17	昭和59年 6月27日	59資庁第7901号
18	昭和60年 3月13日	60資庁第2088号
19	昭和60年 6月24日	60資庁第8545号
20	昭和61年 6月19日	61資庁第8018号
21	昭和62年 2月14日	62資庁第1075号
22	昭和63年 2月 4日	62資庁第16314号
23	昭和63年 4月 6日	63資庁第2499号
24	平成元年 3月31日	元資庁第3499号
25	平成 2年 3月23日	2資庁第1878号
26	平成 3年 6月25日	3資庁第6923号
27	平成 4年10月19日	4資庁第9741号
28	平成 6年 6月14日	6資庁第6373号
29	平成 8年 6月25日	8資庁第6662号
30	平成 8年10月11日	8資庁第9955号
31	平成 9年 9月11日	平成09・08・04資第20号
32	平成12年 6月26日	平成12・06・12資第 5号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
33	平成13年 1月 5日	平成12・08・31資第14号
34	平成13年 2月23日	平成13・02・15原第16号
35	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第23号
36	平成13年 6月28日	平成13・05・31原第30号
37	平成13年10月29日	平成13・09・26原第 6号
38	平成14年 9月17日	平成14・08・05原第12号
39	平成14年10月11日	平成14・09・18原第 1号
40	平成15年 4月24日	平成15・04・10原第 4号
41	平成15年 6月 4日	平成15・05・29原第 3号
42	平成15年 9月10日	平成15・08・15原第14号
43	平成15年10月 9日	平成15・09・17原第 4号
44	平成16年 5月20日	平成15・12・19原第42号
45	平成16年 6月 7日	平成16・05・24原第12号
46	平成17年 3月30日	平成17・03・04原第 2号
47	平成17年 4月21日	平成17・04・04原第13号
48	平成17年 8月25日	平成17・08・11原第 9号
49	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第18号
50	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第21号
51	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 8号
52	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第23号
53	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第21号
54	平成19年12月13日	平成19・09・28原第41号 平成19・11・30原第 5号
55	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第15号
56	平成20年12月12日	平成20・10・31原第18号
57	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第51号
58	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 1号
59	平成21年 9月15日	平成21・09・10原第 1号
60	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 1号
61	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第39号
62	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第12号
63	平成23年 8月 4日	平成23・06・16原第18号
64	平成24年 3月 7日	平成24・02・03原第 1号
65	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 2号
66	平成25年 6月28日	原管 B 発第1306275号
67	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401284号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
68	平成26年 4月 1日	原規規発第1404011号
69	平成26年 6月24日	原規規発第1406242号
70	平成26年 7月23日	原規規発第1407232号
71	平成28年 3月24日	原規規発第16032413号
72	平成30年 4月 2日	原規規発第1804028号
73	平成30年11月 7日	原規規発第1811075号
74	令和元年 6月11日	原規規発第1906113号
75	令和元年 9月 6日	原規規発第1909064号
76	令和 2年 9月17日	原規規発第20091712号

別添

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>（中略）</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>（中略）</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表3-1(3)に示す二次文書</p> <p>（中略）</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2)cを考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>（中略）</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>（中略）</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>（中略）</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表3-1(3)に示す二次文書</p> <p>（中略）</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2)cを考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>（中略）</p>	<p>変更なし</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
表3-1 品質マネジメントシステムの文書					表3-1 品質マネジメントシステムの文書					
(1) 一次文書					(1) 一次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室	第3条	4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室	第3条	
(2) 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書					(2) 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3,120条	4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3,120条	
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質 監査室	第3条	8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質 監査室	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第3,107条, 107条の2から5	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第3,107条, 107条の2から5	
8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	
(3) 二次文書					(3) 二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通:4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から5	4.1	QM共通:4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から5	
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室			QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室		第3,4,5条
	QM共通:4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室			QM共通:4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室		第3条
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	
5.5.4	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		5.5.4	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		
6.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条	6.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,118,119条	
	QM東II:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)			QM東II:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)		第3,8,9条
6.1	QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から6	6.1	QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から6	
	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)			QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)		第3条
7.1	QM東II:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11から78条 第3,79から86条	7.1	QM東II:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11から78条 第3,79から86条	
	QM東II:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室			QM東II:7-1-3	燃料管理業務要項	資材燃料室 発電管理室		
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室			QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室		第3,87から91条
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室			QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室		第3,92から106条
	QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室			QM東II:7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室		第3,107条, 107条の2から6

組織名称の変更に伴うもの

注) 下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,108から117条	7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,108から117条	組織名称の変更に伴うもの (以下, 同じ)
	QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室			第2条の2, 第3条	QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項		
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室			QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室		
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3,6,7条	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3,6,7条	
7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3条,5,121条	7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3条,5,121条	
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から5	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3,107条, 107条の2から5	
	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項			発電管理室	第3条	QM共通:7-4-1		
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室		QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項		資材燃料室 発電管理室		
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 発電管理室		
8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3,107条, 107条の2から5	8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報室	第3,107条, 107条の2から5	
	8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項			安全室	8.2.3	QM共通:8-2-2		業務プロセスレビュー要項
	QM共通:8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	発電管理室		QM共通:8-2-4	パフォーマンスレビュー要項		発電管理室		
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 発電管理室		8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 発電管理室		
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3,10条	8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3,10条	

注) 下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 (本店) 監査管理責任者 (考査・品質監査室長)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 安全室 地域共生・広報室 総務室 経理・資材室 原子炉施設保安委員会 発電管理室 — ※1→ 開発計画室 廃止措置プロジェクト推進室 ※2→ ※3→ <p>(発電所) ※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電室 <ul style="list-style-type: none"> 発電直 発電運営グループ 運転管理グループ 運転支援グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 炉心・燃料グループ 放射線・化学管理グループ 保 修 室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ 土木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総 務 室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 渉外・報道グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>東海発電所 ※3→ 東海発電所長 (関連する組織)</p>	<p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 (本店) 監査管理責任者 (考査・品質監査室長)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 安全室 地域共生・広報室 総務室 資材燃料室 原子炉施設保安委員会 発電管理室 — ※1→ 開発計画室 廃止措置プロジェクト推進室 ※2→ ※3→ <p>(発電所) ※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電室 <ul style="list-style-type: none"> 発電直 発電運営グループ 運転管理グループ 運転支援グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 炉心・燃料グループ 放射線・化学管理グループ 保 修 室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ 土木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総 務 室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 渉外・報道グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>東海発電所 ※3→ 東海発電所長 (関連する組織)</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）（1）から（7）の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>経理・資材室</u>は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（9）発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>経理・資材室長</u>及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）（1）から（7）の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>資材燃料室</u>は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>（9）発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>資材燃料室長</u>及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの （以下、同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>附 則（ . . . ） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。</p>	